

○橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例

平成18年3月1日

条例第137号

改正 平成19年6月20日条例第19号

平成20年3月31日条例第16号

平成22年6月25日条例第16号

平成26年9月30日条例第68号

平成26年12月12日条例第95号

平成27年3月24日条例第18号

平成27年7月8日条例第41号

平成28年3月30日条例第13号

平成29年6月30日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の健康の保持及び増進を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であって現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親は、除くものとする。

ア 離婚(婚姻を解消することをいう。)した男子又は女子であって現に婚姻をしていないもの

イ 配偶者の生死が明らかでない男子又は女子

ウ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子又は女子

エ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることが

できない男子又は女子

オ 婚姻によらないで父又は母となった男子又は女子であって現に婚姻をしていないもの

カ 配偶者から遺棄されている男子又は女子

キ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第10条第1項の規定による命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの

(3) 「ひとり親家庭」とは、配偶者のない男子又は女子が児童を扶養する家庭をいう。

(4) 「養育者」とは、配偶者のない男子又は女子以外の者で、次に掲げる児童を扶養するものをいう。

ア 父母が死亡した児童

イ 配偶者のない男子又は女子に該当する父又は母が監護しない児童

(5) 「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び保険外併用療養費をいう。

(6) 「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(7) 「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所又は薬局その他のものをいう。

(8) 「所得の額」とは、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第3条及び第4条の規定により算出される額をいう。

(支給対象者)

第3条 この条例に定めるひとり親家庭医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、橋本市の区域内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、配偶者のない男子又は女子が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により児童が橋本市の区域内に住所を有しないときは、当該児童は橋本市の区域内に住所を有するものとみなす。

(1) 配偶者のない男子又は女子及び児童

(2) 養育者が扶養する前条第4号ア又はイに掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号キに掲げる者及びその児童であって医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者のうち、配偶者からの暴力を受けた等、

やむを得ない事情があるものについて、生活の本拠が橋本市の区域内にあることが確認できた場合は支給対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける者
- (2) 児童福祉法その他法令等により医療費の全額を公費で負担される者  
(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。

- (1) 配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(孤児等の養育者を除く。)の前年(1月から7月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。)の所得の額が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上のとき。
- (2) 配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(以下「ひとり親等」という。)と生計を同じくする配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の扶養義務者(以下「同一生計扶養義務者等」という。)の前年の所得の額が、施行令第2条の4第8項に規定する額以上のとき。
- (3) 孤児等の養育者の前年の所得の額が、施行令第2条の4第7項に規定する額以上のとき。  
(受給資格の認定)

第5条 ひとり親家庭医療費の支給を受けようとするひとり親等は、規則の定めるところにより、その支給対象者について市長にひとり親家庭医療費受給資格の認定の申請をし、その認定を受けなければならない。

(支給)

第6条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)又はその養育者が受給資格者の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当するひとり親家庭医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約若しくは定款又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、ひとり親家庭医療費の支給を一時保留することができる。

- (1) 受給資格者の受けた保険給付の給付事由が第三者の行為によって生じ、又は生じたことが疑われる場合その他の最終的な一部負担金の額が明らかでない場合
- (2) 受給資格者が自己の故意の犯罪行為により給付事由を生じさせた場合その他の医療

保険各法の規定により最終的に保険給付の全部又は一部が行われない可能性があるとして  
市長が認める場合

(支給の方法)

第7条 前条に規定するひとり親家庭医療費の支給は、ひとり親等の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、受給資格者が保険給付を受けた日の翌日から起算して5年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、ひとり親家庭医療費を支給するものとする。

4 前条第1項本文及び第1項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者又はその養育者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

5 前項の規定による支払があったときは、ひとり親等に対しひとり親家庭医療費を支給したものとみなす。

(届出の義務)

第8条 ひとり親等は、受給資格者の住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更を生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為又は第6条の規定により支給すべき額を超えた支給その他過誤払いにより、ひとり親家庭医療費の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給したひとり親家庭医療費の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、受給資格者に対し第6条の規定により支給すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した場合は、その全部若しくは一部を返還させることができる。

(調査権)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の有無の確認及びひとり親家庭医療費の額の決定のために必要な事項について、当該受給資格者若しくはその養育者、同一生計扶養義務者等その他の関係人に対し当該事項に関する書類その他の物件の提出を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又はその同意を得て住民基本台帳、課税台帳等の公簿で確認することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(昭和60年橋本市条例第10号)又は高野口町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(昭和54年高野口町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年6月20日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月25日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成21年11月1日から適用する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた保険給付について適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月30日条例第68号)

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成26年12月12日条例第95号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第18号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月8日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の規定は、この

条例の施行の日以後に行われた保険給付について適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月30日条例第13号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

○橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月1日

規則第94号

改正 平成24年9月12日規則第27号

平成26年9月30日規則第33号

平成27年3月24日規則第3号

平成27年12月28日規則第45号

平成28年3月30日規則第15号

平成29年6月1日規則第18号

平成29年6月30日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第137号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療保険各法)

第2条 条例に規定する医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(受給資格の認定等)

第3条 条例第5条の規定による受給資格認定を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費受給資格認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、条例第4条第2号に規定するひとり親等(以下「ひとり親等」という。)に同号に規定する同一生計扶養義務者等(以下「同一生計扶養義務者等」という。)があるときは、当該同一生計扶養義務者等に係る第2号及び第3号の書類を添えて行わなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 世帯の全員の住民票の写し

- (3) 前年(1月から7月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。)の所得状況等を明らかにすることができる市区町村長の証明書
  - (4) 医療保険各法に基づく被保険者証又は組合員証
  - (5) 条例第2条第2号ウに規定する者にあつては、医師の診断書(国民年金の障害等級1級に該当し障害基礎年金を受けている者又は身体障害者手帳の交付を受けた者で当該手帳に身体上の障害(視覚、聴覚又は肢体不自由(上肢障害の2級の3及び4を除く。))に限る。)の程度が1級又は2級と記載されているものであることを確認できる場合を除く。)
  - (6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項各号に掲げる公的年金各法による遺族年金等の公的年金又は同法による児童扶養手当の支給を受けている者は、年金証書又は手当証書
  - (7) 条例第2条第2号キに規定する者にあつては、保護命令決定書の謄本及び確定証明書又は児童扶養手当請求用確定証明書
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当を現に受給していること及び同一生計扶養義務者等がある場合にあってはその前年の所得が確認できる者については、前項第1号から第3号までの書類の添付を省略することができる。
- (ひとり親家庭医療費受給者証の交付)

第4条 市長は、前条の規定による受給資格認定申請のあった場合は、内容審査の上、条例第3条に規定する支給対象者であると認めるときは、当該申請者に対し、ひとり親家庭医療費受給資格認定通知書(様式第2号)により通知し、ひとり親家庭医療費受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付する。

2 市長は、前条の規定による受給資格認定申請のあった場合は、内容審査の上、条例第3条に規定する支給対象者でないと認めるときは、当該申請者に対し、ひとり親家庭医療費受給資格却下通知書(様式第4号)により通知する。

3 受給者証の交付を受けたひとり親等は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

(受給者証の提示)

第5条 受給資格者が、和歌山県内の医療機関等で医療保険各法の規定による給付を受けるときは、受給者証を提示しなければならない。



(支給の開始)

第6条 条例第6条に規定するひとり親家庭医療費は、第3条の規定による申請のあった日以後に係る医療費の一部負担金から支給する。

(受給者証の有効期間)

第7条 受給者証の有効期間は、毎年7月31日までとし、毎年更新するものとする。ただし、当該有効期間満了前に支給対象者でなくなることが明らかであるときは、支給対象者でなくなる日の前日までを有効期間とする。

(受給者証の更新)

第8条 第3条に規定する申請書を提出した者が、受給資格更新審査を受けようとするときは、毎年6月1日から同月30日までの間にひとり親家庭医療費受給資格更新申請書(様式第6号)に第3条第1項第2号及び第3号に規定する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による受給資格更新申請書の提出があつた場合、内容審査の上、引き続き受給資格を認定したときは、ひとり親家庭医療費受給資格更新通知書(様式第7号)により通知し、新たな受給者証を交付する。

3 前項の場合において、内容審査の上、受給資格を認定しないときは、ひとり親家庭医療費受給資格却下通知書により通知する。

(支給の方法)

第9条 条例第7条第1項の規定によるひとり親家庭医療費の支給の申請をしようとする者は、ひとり親家庭医療費支給申請書(様式第8号)に医療機関等の発行する領収書又は診療証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第3項の規定によるひとり親家庭医療費の支給は、受給者証の交付を受けたひとり親等の指定した金融機関への振込みにより支給するものとする。

3 条例第7条第4項の規定による支払は、和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託し行うものとする。ただし、和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に請求が行えない医療機関等については、市長に直接請求ができ、当該医療機関等の指定した金融機関への振込みにより行うものとする。

(支給の決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定するものとする。

(届出)

第11条 受給者証の交付を受けたひとり親等は、受給資格がなくなったときは、ひとり親家庭医療費受給資格喪失届(様式第9号)に市長が必要と認める書類を添えて速やかに市長に提出し、受給者証を市長に返還しなければならない。

2 受給者証の交付を受けたひとり親等は、受給資格者が各号のいずれかに該当する場合は、ひとり親家庭医療費受給資格変更届(様式第10号)に市長が必要と認める書類及び受給者証を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、第4号の規定による届出が、扶養義務者等が増えたことによる場合は、第3条第1項第2号及び第3号に規定する書類を添えて行わなければならない。

(1) 住所、氏名又は指定した金融機関に変更があったとき。

(2) 扶養の関係がなくなったとき。

(3) 加入医療保険に変更があったとき。

(4) 扶養義務者等の異動があったとき。

(5) その他受給者証の記載事項に変更があったとき。

(受給資格の停止)

第12条 市長は、受給資格の審査を行った結果、条例第4条各号のいずれかに該当する者であることを確認したとき、又は第8条第1項に規定する期限までに同項に規定する書類を提出しなかった者があるときは、受給資格を停止し、ひとり親家庭医療費受給資格停止通知書(様式第11号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を受けた対象者が条例第4条各号のいずれかに該当しなくなったことを確認した場合又は第8条第1項に規定する書類の提出があった場合は、受給資格の停止を解除するものとし、次に掲げるときにあっては、当該各号に定める日から受給資格を認定する。

(1) 条例第4条各号のいずれにも該当しなくなったことを確認したとき 同条各号のいずれにも該当しなくなった日の属する年度(8月1日から7月31日までをいう。以下同じ。)の始期

(2) 第8条第1項に規定する書類の提出があった場合であって、内容を審査した結果条例第3条に規定する支給対象者であり、かつ、条例第4条各号のいずれにも該当しないと認めるとき 当該提出のあった日の属する年度の始期

3 市長は、前項の規定により受給資格の停止を解除したときは、ひとり親家庭医療費受給資格停止解除通知書(様式第12号)により通知し、併せて受給資格を認定したときは、受給

者証を交付する。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この規則により受給資格認定申請書又は受給資格更新申請書若しくは受給資格変更届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則(平成7年橋本市規則第6号)又は高野口町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則(昭和54年高野口町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年9月12日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成26年9月30日規則第33号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年橋本市規則第37号)別表第1及び別表第2中「橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第7条」を「橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第8条」に改める。

附 則(平成29年6月1日規則第18号)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(あて先) 橋本市長

ひとり親家庭医療費受給資格認定申請書

次のとおり、ひとり親家庭医療費の受給資格認定を申請します。

なお、受給資格期間中この申請に係る書類に記載した内容について、住民基本台帳、課税台帳等の公簿で確認されることに同意します。

年 月 日		該当事由	ア 離婚 イ 生死不明 ウ 障害 エ 拘禁 オ 未婚 カ 遺棄 キ 保護命令 ク 死亡 ケ その他 ( )					捨 印
申 請 者	フリガナ							
	氏 名							
	住 所	〒						
	勤 務 先				電話番号			
加 入 保 険	保 險 種 別				保 險 取 得 日			
	被 保 険 者 (保険に入っている人の氏名)				受給者との続柄	本人・その他 ( )		
	被 保 険 者 証	記 号				保 險 者 名 称		
		番 号				保 險 者 番 号		
対 象 者 の 状 況	フリガナ 氏 名	個人番号	続柄	性別	生年月日	受給者番号	受給 有無	
			本人					
備 考				資格取得日	年 月 日			

\*振込先口座をご指定ください

口 座 振 替	振 込 先	預 金 種 目	口 座 番 号	口 座 名 義 (カナ)
	銀行 信金 農協 金庫	支店 出張所	1. 普通 2. 当座	



(表)

橋本市		受給者番号	
負担者番号		氏名	生
父母又は養育者	住所	有効期間	
	氏名	受給者番号	
有効期間		氏名	生
		有効期間	
発行機関名及び印		受給者番号	
		氏名	生
交付年月日		有効期間	
		受給者番号	

他府県では使用できません。

(裏)

注意事項

- この証は、橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例により医療費の支給を受けることのできる証ですから大切に保持してください。
- 保険医療機関等において診療を受けるときは、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
- 医療費の支給の申請をするときは、申請書に医療機関の領収書等とこの証を持参してください。
- 受給者の資格がなくなったとき又は有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから速やかに市長に返してください。  
なお、資格がなくなってからも、この受給者証で治療を受け医療費の支給を受けた場合、その医療費(保険医療における自己負担相当額)は、市へ返還していただきますのでご注意ください。
- 住所、氏名に変更があったとき、又は加入している医療保険やその内容に変更があったときは、速やかにこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。

【問い合わせ先】

様式第4号(第4条関係)

第 年 月 日 号

橋本市長 印

### ひとり親家庭医療費 受給資格却下通知書

年 月 日付で申請のありました、ひとり親家庭医療費受給資格について、下記のとおり却下しましたので通知します。

#### 記

却下に関する事項			
対象者	氏名	生年月日	性別
却下理由			

#### (教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で、橋本市長に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、橋本市を被告として（橋本市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。



様式第5号(第4条関係)

ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 橋本市長

申請者 住所 橋本市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号( ) \_\_\_\_\_

父母又は養育者				
住 所	橋本市			
受 給 資 格 者	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	続柄	受給者番号
	-----		本人	
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
受給者証を失った日	年 月 日			
受給者証を失った事情				

上記のとおり、ひとり親家庭医療費受給者証を失ったので届け出ます。  
再交付をお願いします。

様式第6号(第8条関係)

(あて先) 橋本市長

ひとり親家庭医療費受給資格更新申請書

次のとおり、ひとり親家庭医療費の受給資格更新を申請します。

なお、受給資格期間中受給資格の有無及び所得に関して、住民基本台帳、課税台帳等の公簿で確認されることに同意します。

		年 月 日								(捨印)			
申請者	フリガナ												
	氏名												
	住所	〒											
	勤務先							電話番号					
加入保険	保険種別							保険取得日					
	被保険者 (保険に入っている人の氏名)							受給者との続柄		本人・その他 ( )			
	被保険者証	記号							保険者	名称			
		番号								番号			
対象者の状況	フリガナ名				続柄	生年月日		受給者番号	受給有無				
					本人								

\* 以下の欄は、口座の変更を希望される方のみ記入してください

口座振替	振込先		預金種目	口座番号	口座名義 (カナ)
	銀行 信金 農協 金庫	支店 出張所	1. 普通 2. 当座		



様式第8号(第9条関係)

ひとり親家庭医療費 支給申請書

年 月 日

(あて先)橋本市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
続 柄 \_\_\_\_\_  
連 絡 先 \_\_\_\_\_

次のとおり医療費の支給を受けたいので申請します。

受診者	受給者番号				(印)
	住 所				
	氏 名				
	生 年 月 日		電 話 番 号		
加入保険	保険者名称				
	保険者番号		保険種別		
	被保険者氏名				
	記 号		番 号		
振込先	銀行コード		支店コード		
	口座種別		口座番号	口座名義人	
備考(受診した医療機関名・診療月など)					

(以下、橋本市記入欄)

区 分	点数(金額)	医療費請求額
申 請	点	円

様式第9号(第11条関係)

ひとり親家庭医療費受給資格喪失届

年 月 日

(あて先) 橋本市長

申請者 住所 橋本市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号( ) \_\_\_\_\_

父母又は養育者				
住 所	橋本市			
受 給 資 格 者	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	続柄	受給者番号
	-----		本人	
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
喪失年月日		年 月 日		
備考欄				

様式第 10 号(第 11 条関係)

ひとり親家庭医療費受給資格変更届

年 月 日

(あて先) 橋本市長

申請者 住所 橋本市  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号：自宅 ( )  
電話番号：携帯 ( )

変更対象者氏名							
受給者番号							
資格項目		変更後			変更前		
加入医療保険	保険種別						
	記号番号	記号	番号	記号	番号		
	発行機関名称						
	保険者番号						
	被保険者氏名						
児童扶養手当		(受給) あり ・ なし			証書番号		
住所	世帯状況の変更	橋本市			橋本市		
	あり	なし					
受給資格者	ひとり親等	氏名		氏名			
	児童	氏名		氏名			
		氏名		氏名			
		氏名		氏名			
		氏名		氏名			
金融機関	銀行 信金 農協 金庫	支店出張所	預金種目	1. 普通 2. 当座			
	口座番号	口座名義 (カナ)					
変更年月日 (転出予定年月日)		年 月 日					
備考欄							

※住民票上世帯分離をしている同居人がいる場合、その関係について記入してください。

注 ◎ひとり親家庭医療費受給資格変更の届出時には、必ず受給者証と印鑑が必要です。  
氏名変更の場合は、新しい戸籍の謄本又は抄本を添付してください。

様式第 11 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

橋本市長



### ひとり親家庭医療費 受給資格停止通知書

ひとり親家庭医療費受給資格について、次の理由で資格を停止しましたので、通知します。

#### 記

停止に関する事項			
受給者番号	氏名	生年月日 性別	停止期間
停止理由			

#### (教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で、橋本市長に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、橋本市を被告として（橋本市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第 12 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

橋本市長



### ひとり親家庭医療費 受給資格停止解除通知書

ひとり親家庭医療費受給資格について、次の理由で資格の停止を解除しましたので、通知します。

記

停止解除に関する事項			
受給者番号	氏名	生年月日 性別	解除年月日
停止解除理由			



様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第11条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第12条関係)

様式第12号(第12条関係)